

倫理委員会規程

(2022.12.03 制定施行)

(趣旨)

第1条 この規程は、公益社団法人日本ライフル射撃協会(以下「本協会」という。)倫理規程(以下「倫理規程」という。)第7条及び本部及び委員会の運営に関する規程第11条第1項第11号の規定に基づき、会員等が倫理規程に違反した場合における手続及び倫理委員会の運営について定めるものとする。

(倫理委員会)

第2条 会長は、次の各号に掲げる者(以下「会員等」という。)が倫理規程に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、倫理委員会(以下「委員会」という。)を設置することができる。

① 本協会の会員（正会員、普通会員、名誉会員、賛助会員）

② 本協会の役員等、部門・委員会の委員及び職員

③ 本協会の加盟団体

2 委員会は、会長、副会長、専務理事、総務委員長、外部有識者、事務局長その他会長が指名したもので構成する。

3 委員会の委員長は、会長とする。

4 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

5 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(処分)

第3条 倫理規程第6条の処分は、除名、会員資格の停止、職務の停止、競技会への出場停止及び戒告とする。

(事実の調査)

第4条 委員会は、事実の調査をするため必要があるときは、関係者に対し、文書又は口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

2 委員会の手続は、公開しない。ただし、委員会は、相当と認める者に傍聴を許すことができる。

(弁明の機会の付与)

第5条 委員会は、処分をしようとする場合においては、処分を受ける者に対し、あらかじめその旨を告知するとともに書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。

(処分の決定)

第6条 委員会は、調査の結果、処分を相当であると認めるときは、その旨を理事会に報告しな

なければならない。

2 理事会は、委員会の報告について審議し、会員等が倫理規程に違反した場合においては処分を決定することができる。

(処分の通知等)

第7条 会長は、理事会が前条第2項により処分を決定したときは、処分を受ける会員等及び所属加盟団体に処分の内容及びその理由を書面により通知しなければならない。

2 会長は、前項の通知を行ったときは別紙に定める公表基準により、公表するものとする。

(日本スポーツ仲裁機構への仲裁の申立て)

第8条 第6条第2項の処分に不服がある会員等は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に対して仲裁の申立てを行うことができる。

(再調査の請求)

第9条 第6条第2項の処分に不服がある会員等で公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に対して仲裁の申立てを行うことができないものは、第7条第1項の通知を受けた日から6月以内に委員会に再調査の請求をすることができる。

2 委員会は、再調査の結果を理事会に報告しなければならない。

3 理事会は、再調査の請求が理由がない場合には、決定で当該再調査の請求を棄却し、再調査の請求が理由がある場合には、決定で当該処分の全部若しくは一部を取り消し、又はこれを変更する。

4 会長は、前項の決定を、再調査の請求をした会員等及び所属加盟団体に処分の内容及びその理由を書面により通知しなければならない。

5 会長は、第7条第2項により公表した処分の全部若しくは一部を取り消し、又はこれを変更するものである決定を通知する場合には、別紙に定める公表基準により、その旨を公表するものとする。

6 第4条の規定は、第1項の再調査の請求に準用する。この場合において、同条第1項中「事実の調査」とあるのは、「再調査」と読み替えるものとする。

(会員の除名についての特則)

第10条 会員を除名する場合は、本協会定款第13条の規定による。

(役員解任についての特則)

第11条 役員を解任する場合は、本協会定款第31条の規定による。

(職員の制裁についての特則)

第12条 職員に対して制裁を行う場合は、本協会就業規則第30条から第34条までの規定による。

(加盟団体の処分についての特則)

第13条 加盟団体を処分する場合は、加盟団体規程第15条及び第16条の規定による。

(改廃)

第14条 この規程は、理事会の決議により改廃することができる。

(細則)

第15条 この規程を実施するために必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 2022年6月18日日本協会社員総会で改定された本協会倫理規程及びこの規程は、2022年12月3日から施行する。

2 改定前の本協会倫理規程(平成21年5月30日施行)によってなされた処分及び手続は、それぞれこの規程の相当規定によってなされたものとみなす。

別紙(第7条第2項関係)

処分の公表基準

この基準は、処分の公表に係る原則的な取扱いを示したものであり、個別の事案に関し、当該事案の社会的影響、被処分者の地位等を勘案して公表対象、公表内容等について別途の取扱いをすべき場合があることに留意するものとする。

記

1 公表対象

除名、会員資格の停止、職務の停止又は競技会への出場停止のいずれかに該当する処分は、公表するものとする。

2 公表内容

事案の概要、処分の内容及び処分年月日並びに所属、役職等の被処分者の属性に関する情報を、個人が識別されないものとするを基本として公表するものとする。

3 公表の例外

被害者又はその関係者のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがある場合その他1及び2によることが適当でないと認められる場合は、1及び2にかかわらず、公表内容の一部又は全部を公表しないことも差し支えないものとする。

4 公表時期

処分を行った後、速やかに公表するものとする。ただし、軽微な事案については、一定期間ごとに一括して公表することも差し支えないものとする。

5 公表方法

本協会機関誌ライフスポーツ誌上での公表その他適宜の方法によるものとする。